

**斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に
生きる流域づくり検討協議会
規約の変更について**

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会 生息環境づくり部会 規約（案）

（名称）

第1条 斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会（以下「協議会」という。）規約第6条に基づき、「生息環境づくり部会」（以下「部会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 部会は、次の事項について検討を行う。

- 一 斐伊川水系における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること
- 二 斐伊川水系における大型水鳥類の定着と安定的な生息環境の創出に関すること
- 三 斐伊川水系自然再生計画の策定にあたり必要とされる事項
- 四 その他、協議会の会長または部会長が必要と認める事項

（構成）

第3条 部会には、部会長1名、副部会長1名を置き、部会を構成する委員のうちから互選によりこれを定める。部会長は、該当部会の会務を総理し、必要事項について部会の経過及び結果を協議会に報告する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。

2 部会は、協議会の会長が必要と認めたととき、若しくは部会長が必要と認めた場合に開催する。

3 部会は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じて部会及び委員を追加することができる。なお、委員の任期は委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。

4 部会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。

（ワーキング）

第4条 部会規約第2条に掲げる事業を具体的に推進するために、地域の課題に関する検討を行うワーキングを置くことができる。

2 ワーキングは、必要事項について経過及び結果を部会に報告する。

3 ワーキングの参加者は開催の都度、定めるものとする。

（事務局）

第5条 部会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

（会議の公開）

第6条 部会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

別表:生息環境づくり部会 委員名簿

構成	氏名	団体名等
専門家	佐藤 仁志	(公財)日本野鳥の会 理事長
	梶川 勇樹	鳥取大学 助教
	森 茂晃	(公財)ホシザキグリーン財団 ホシザキ野生生物研究所 所長
	林 成多	(公財)ホシザキグリーン財団 ホシザキ野生生物研究所 事業課 調査研究係長
	井上 雅仁	島根県立三瓶自然館サヒメル 課長代理
	神谷 要	米子水鳥公園 館長

関係行政機関	鳥取県
	島根県
	米子市
	境港市
	松江市
	出雲市
	安来市

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会 地域づくり部会 規約（案）

（名称）

第1条 斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会（以下「協議会」という。）規約第6条に基づき、「地域づくり部会」（以下「部会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 部会は、次の事項について検討を行う。

- 一 斐伊川水系における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること
- 二 斐伊川水系における大型水鳥類が舞う魅力的な地域づくりに関すること
- 三 斐伊川水系における大型水鳥類を活用した農業や観光業の振興等に関すること
- 四 その他、協議会の会長または部会長が必要と認める事項

（構成）

第3条 部会には、部会長1名、副部会長1名を置き、部会を構成する委員のうちから互選によりこれを定める。部会長は、該当部会の会務を総理し、必要事項について部会の経過及び結果を協議会に報告する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。

2 部会は、協議会の会長が必要と認めたととき、若しくは部会長が必要と認めた場合に開催する。

3 部会は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じて部会及び委員を追加することができる。なお、委員の任期は委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。

4 部会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。

（ワーキング）

第4条 部会規約第2条に掲げる事業を具体的に推進するために、地域の課題に関する検討を行うワーキングを置くことができる。

2 ワーキングは、必要事項について経過及び結果を部会に報告する。

3 ワーキングの参加者は開催の都度、定めるものとする。

（事務局）

第5条 部会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

（会議の公開）

第6条 部会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

別表:地域づくり部会 委員名簿

構成	氏名	団体名等	
専門家	舟越 幹洋	株式会社 山陰中央新報	出雲総局長
	田邊 達也	神門通り甦りの会	代表
	安喰 哲哉	株式会社 山陰合同銀行	地域振興部長
	奥森 隆夫	特定非営利法人 未来守りネットワーク	理事長
	松本 真悟	島根大学	教授
	河津 幸栄	農事組合法人 ファーム宇賀荘	代表理事組合長
	田淵 肇	農事組合法人ゆとりの里 下古志ファーム13	副代表理事

関係行政機関	鳥取県
	島根県
	米子市
	境港市
	松江市
	出雲市
	安来市

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる 流域づくり検討協議会 規約 (案)

(目的)

第1条 斐伊川水系において、多様な主体が連携・協働し、大型水鳥類を指標とする生態系ネットワークの形成を通じた地域活性化及び経済振興の実現を図るための効果的方策の検討を目的として、「斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、以下のとおりとする。

- 一 斐伊川水系における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関する事
- 二 斐伊川水系における大型水鳥類の定着と安定的な生息環境の創出に関する事
- 三 斐伊川水系における大型水鳥類が舞う魅力的な地域づくりに関する事
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

2 委員の任期は、委嘱のあった日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。会長は事務局の推薦によってこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。

3 会長に事故がある時は、協議会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代行する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会規約の第2条に掲げる事業を具体的に推進するために、主要課題に関する専門的な検討を行う部会を置くことができる。

~~2 部会の名称や検討事項、構成等、部会の運営上必要な事項については、別途定めるものとする。部会には、部会長1名、副部会長1名を置き、部会を構成する委員のうちから互選によりこれを定める。部会長は、該当部会の会務を総理し、必要事項について部会の経過及び結果を協議会に報告する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。~~

~~3 部会は、協議会の会長が必要と認めたとき、若しくは部会長が必要と認めた場合に開催する。~~

~~4 部会は、別途定める委員によって組織する。ただし、必要に応じて部会及び委員を追加することができる。なお、委員の任期は委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。~~

~~(ワーキング)~~

~~第7条 協議会の第2条に掲げる事業を具体的に推進するために、地域の課題に関する検討を行うワーキング~~

~~を置くことができる。~~

- ~~2 ワーキングには、コーディネーター1名を置き、事務局の推薦によってこれを定める。コーディネーターは、該当ワーキングの会務を総理し、必要事項についてワーキングの経過及び結果を協議会に報告する。~~
- ~~3 ワーキングは、協議会の会長が必要と認めたとき、若しくは部会長、コーディネーターが必要と認めた場合に開催する。~~
- ~~4 ワーキングは、開催の都度、臨時委員によって組織する。臨時委員の任期はその回限りとし、再任を妨げない。~~

第~~8~~7条 協議会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

(会議の公開)

第~~9~~8条 協議会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。

(その他)

第~~10~~9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成27年10月13日から施行する。

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

別表: 斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会 委員名簿

構成		氏名	団体名等
専門家	生物多様性	会長 涌井 史郎	東京都市大学 教授
	鳥類	佐藤 仁志	(公財)日本野鳥の会 理事長
	報道	舟越 幹洋	(株)山陰中央新報社 出雲総局長
	経済	古瀬 誠	(株)山陰合同銀行 特別顧問
	鳥類	呉地 正行	日本雁を保護する会 会長
関係団体		三吉 庸善	中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会 会長
		谷本 晴美	鳥取西部農業協同組合 代表理事組合長
		竹下 正幸	鳥根県農業協同組合 代表理事組合長
		今岡 一朗	中海・宍道湖観光協会会議 会長
		外谷 久人	中海漁業協同組合 代表理事組合長
		門脇 幹男	宍道湖漁業協同組合 代表理事組合長
		片寄 巖	神戸川漁業協同組合 代表理事組合長
		神谷 要	米子水鳥公園 館長
		岩城 良行	(公財)ホシザキグリーン財団 事務局長
		原田 孟	NPO法人いずも朱鷺21 理事長
		青木 広幸	NPO法人国際交流フラワー21 理事長
関係行政機関		野坂 康夫	中海・宍道湖・大山圏域市長会 米子市長
		中村 勝治	中海・宍道湖・大山圏域市長会 境港市長
		松浦 正敬	中海・宍道湖・大山圏域市長会 松江市長
		長岡 秀人	中海・宍道湖・大山圏域市長会 出雲市長
		近藤 宏樹	中海・宍道湖・大山圏域市長会 安来市長
		柴田 亮	国土交通省出雲河川事務所
		鳥取県 生活環境部	
		鳥取県 農林水産部	
		鳥取県 県土整備部	
		鳥取県 西部総合事務所	
		鳥根県 地域振興部	
		鳥根県 環境生活部	
		鳥根県 農林水産部	
		鳥根県 商工労働部	
		鳥根県 土木部	
事務局		国土交通省(出雲河川事務所)	

オブザーバー

関係行政機関	環境省 中国四国地方環境事務所 農林水産省 中国四国農政局
--------	--